伊賀市の適正な土地利用に関する条例等見直し中間案パブリックコメント等 意見一覧

意見数:8名(うちWeb利用6名)、13件

AL PL	対象	箇所 (原文のまま)	意見等 (原文のまま)	意見への対応	反映
	全般	旧青山町地区	20年前と比べて高齢化が進んでおり、若年層の移住者が増やすことが必要だが車社会かつ、子育てに対して他の地域と比較しても優位な点が学校が近いぐらいしかない。		-
	全 土地利用基本計画書 (P.31)	正かつ合理的な土地 利用を図るため特に 必要と認める事項 (3)用途別の判断 指針	だけではないと。もちろん工場と比べるとそれほどの雇用は生みませんが地方活性化にはこれしかありません。	ゆめが丘南部丘陵地に誘致するためのものではなく、市全体の適正な土地利用を推進するため、2018(平成30)年より実施しています。なお、ご意見中の新堂青葉台、伊賀フォレスティ上野に関してめ、民間事業者による開発事業のため、連携により立地されているものの三重県により立地されているものの三重県により立地されているものの三重県により立地されているものの三重県により立地されているものの三重県により立ては回答であるだめ、これら回答で	-

番	対象	箇所	意見等	辛且 4 の対応	反
番号	刈家	(原文のまま)	(原文のまま)	意見への対応	映
3	土地利用基本計画書(P.31)	5 その他市長が適正かつ合理的な土地利用を図るため特に必要と認める事項(3)用途別の判断針針 ■知的対流拠点計画に位置付けられた施設	しないと信頼性の問題もある。その意味で浸水O.5m未満を塗り固められ半ば選定から外された佐那具。柏野と荒木はここ近年の状況変化から第二の川上にされた。結局、名阪国道沿いでみればゆめが丘と四十九しか残らない。 JR西日本の光ファイバーも草津線と関西本線非電化区間はいまだ予定になく廃線を待つのみとなっている。これは大規模ゴルフ場計画と駅からニュー		-
4	土地利用基本計画書 (P.33)		工業用地区域の面積(ha)及び指定基準において、新たに③特定開発事業の認定を受けた5ha以上の工業用地として見直しをされています。中間案説明資料では5ha未満の既存工業団地等に隣接する場合、これを含んで5ha以上の計画でも可としていますが、現状の工業用地に隣接して工場を設置する場合、5haの面積要件は厳しいと考えます。中小企業、小規模事業者が新たに工場等を設置する場合、大規模な開発は望めません。従って、5haの面積要件を1haに緩和いただきたい。	5ha以上の面積要件については、現行制度における工業立地の隣接面積要件及び国の工業系市街地開発型地区計画制度の面積要件に準じて設定しており、伊賀市都市マスタープランにおける土地利用の方針の「工業等の産業施設の立地集積は、一定のまとまりがみられる既存産業施設同辺への新たな産業誘致」を受けたものです。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	-

番号	対象	箇所 (原文のまま)	意見等 (原文のまま)	意見への対応	反映
5	土地利用基本計画書 (P.26)		工場等の立地が可能な、幹線道路地区の範囲が4車線道路沿道(国道368号)及び名阪国道インターより1kmの範囲内の見直しがされていません。現実的に工場等の設置が可能なように名阪国道インターより2kmの範囲への見直しをされたい。	2km圏内に拡大する場合でも、農振 農用地区域や山林、集落形成により 実際に立地可能な範囲は限られると ともに、区域設定としても過大なな のになるため、数量的な拡大でな 「地域活性化施策等との連携制度」 で示した工場用途の「5ha以上のま とまった建築開発事業」を特定開発 事業とする方針により産業用地を 保を図ることが適切と考えます。 この方針では、既存工業用地を含め、 、隣接地要件の緩和措置をあわせ て講じています。	-
6	土地利用基本計画書 (P.2)	2ページ目 方針4 について	未来ある若い人たちでさえ、これ以上の開発はいらないだろうとの意見が多いです。彼らが伊賀に望むのは、利便さだけでなく、生まれ育ったままの自然や文化の豊かさだとの声も聞きます。 彼らの方が、私たち中高年より遥かに先を知り、環境への危機にも敏感です。ただ意見を言う機会がなく、このような意見募集にも気づかず、無関心であることも事実です。若者に限らず、市民の大多数がそうですが。	例は、工業用地などの開発行為を促 進するものではなく、伊賀市都市構 を関発するものがに位置付けるとを関係ではなく、伊賀のではではではでするにでするにでするにでするにでするにでするにでするのの制度では、一次のは、一次のは、一次のは、一次のは、一次のは、一次のは、一次のは、一次の	

番号	対象	箇所 (原文のまま)	意見等 (原文のまま)	意見への対応	反映
			街の中も同じですし、現在市は、旧上野以外の魅力を大事に仕切れていない感があり、支所や図書室の問題など不満を耳にします。それぞれの良さを活かし、何処の地域や人にも平等に行政の細やかな手や税金が届くようにお願いします。本当の意味で大切にされ、心豊かな環境で平等に育てられた子どもは、大人が求めなくても、将来ここに住みたいと思うし、たとえ離れても、大事にし続けます。それを目指すことが、子どもの環境を壊して企業ばかり儲かるような大きな開発よりも、必要なことだと思います。専門的な知識もなく、どれも抽象的な言い方ですが、どうかそんな伊賀であり続けてください。		
7	土地利用基本計画書 (P.3)	針8 地震や風水害	風水害等の被災の危険性が高いのは、市街地以外も高いと思います。都市の 安全・安心の向上を図るには、市街地のみの対策を強化するのではなく、都 市として伊賀市全体の強化を図るべきではないでしょうか		

番号	対象	箇所 (原文のまま)	意見等 (原文のまま)	意見への対応	反映
8	土地利用基 本計画書 (P.27、 28)	広域的医療福祉区域 の立地可能施設の基 準について	資料9ページにその解釈が記載されているが、「店舗・飲食店、事務所」については、この区域の基本的な考え方を踏まえ、「医療・福祉施設との関係性があるものに限定します。」となっている。今までの桑町の岡波総合病院や老人福祉施設に働く人にとって、近くにジャスコが有り、勤め帰りの従業員にとって、買い物が出来たが、基本的な解釈では一般の人が買い物するスーパーは設置できないことになっている。上之庄地区の店舗に従事する女性の方の話では、「夕食の買い物は上野の町か名張方面まで行かないと出来ない。勤め人にとっては、大変不便なところである。」とのことである。岡波総合病院や関連施設で働く方は非常に多くいると思う。これらの人が、近くで買い物が出来るような土地利用にしないと、夕方にはR-368号線の守田インターや大内橋周辺で車がたいへん渋滞すると思われる。このため、ドラッグストア一だけでなく、この区域にジャスコのような店舗も設置できるよう柔軟な解釈をお願いしたい。	機能の強化を目的として設定していることから、土地利用上、医療・福祉施設との関係性があるものに限定しています。 スーパー等の大型店舗までを許容した場合、立地施設周辺の都市化が促進され、都市マスタープランに掲げる都市構造との齟齬が生じることのら中間案のとおり設定しているもの	-
9	土地利用基 本計画書 (P.27、 28)		広域的医療福祉区域及びR-368号線周辺の地域は、水田や青蓮寺用水の開畑の農業振興地域であり、米、野菜アスパラ、ぶどう、原木シイタケなど農作物を作っている農家も多い。また、自販機等で直接販売している農家の方も見える。このため、広域的医療福祉の区域設定ではあるが、周辺が農業振興地域でもあることから、農林漁業関連用途の農産物販売所等(220㎡以下)の施設の設置も可能に出来ないか検討願いたい。病院関係の医療従事者などにも利用され、便利になると思われる。	機能の強化を目的として設定していることから、農産物販売所等を許容しない方針としました。 上野インターチェンジより南への国道368号線沿線において、広域的医	-

番号	対象	箇所 (原文のまま)	意見等 (原文のまま)	意見への対応	反映
10		伊賀市の適正な土地 利用に関する条例 第9条	よく手入れの行き届いた自然風景(農村・里山など)や、古い原生林はそれ自体が、将来の観光資源・移住の魅力になる可能性があります。 保全区域より開発・電力発電・皆伐などの制限が強い自然保護区域を基本区域に加えるのはいかがでしょうか。	本条例は、条例の名称でも示す適正 な土地利用を図るためのものであ り、自然保護等に関しては、別途他 法令による指定が適切と考えますの で、ご意見として今後の参考とさせ ていただきます。	-
11	土地利用基本計画書 (P.2)	p2 (3)	車に過度に依存したまちから「公共交通の活用〜」とあるが、市役所を移転し、四十九駅を作って電車の活用を促した実例が1番わかり易いと思います。ここに検証結果なり、こんなことである、様なことを記載してはどうかと思いました。	本となる方針」として大きく8の方	-
	土地利用基本計画書 (P.2)	p2 (4)	若者の流出を抑え都市の活力維持のため~と言っている様に、地域資源を活用した内発的産業振興とは何か、具体的な内容、の記載をしたらわかり易いと思います。		-
13	土地利用基本計画書 (P.30)	p30	「個別に市長が判断を行う」は、市のことなので、判断は、専門部が有る様に、市長とその部署との判断にした方が公平であると思います。 どうでしょうか。		-